# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	就学援助(医療費以外)に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市教育委員会は、就学援助(医療費以外)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

四條畷市教育委員会

### 公表日

令和4年10月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	就学援助(医療費以外)に関する事務
②事務の概要	四條畷市教育委員会は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条及び四條畷市就学援助費実施要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの一部支給により必要な援助を行う。 法、要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①就学援助申請者世帯の対象児童及び生徒についての就学援助認定に関するファイル作成事務を行う。 ②上記①の対象児童生徒及び同一生計者の所得の確認事務を行う。 ③要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の判定に係る事務を行う。 ④上記の③に基づき、認定、不認定を決定し、該当者へ通知する。 ⑤認定となった者に対して、援助費の支給管理を行う。
③システムの名称	就学援助システム、住基システム、税務情報システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項(利用範囲)</li> <li>・四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)第3条(個人番号の利用範囲)別表第一の7の項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	1 個人情報提供の制限 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における	
①部署	四條畷市教育委員会 教育部 学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

四條畷市役所 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

四條畷市役所 教育委員会 教育部 学校教育課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表) 連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	话書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書」 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	点項目評	価書又は全項				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	で(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を	<b>除く。)</b>	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[ ]接続	しない(入手) [ 0	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・日	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月2日	1-3	就学援助システム、住基システム、統合宛名シ ステム	就学援助システム、住基システム、税務情報シ ステム、中間サーバー、統合宛名システム	事前	
〒しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か		令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
II しきい値判断項目 令和3年8月13日 2 取扱者数 いつの時点の計数か		令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
I 関連情報 令和3年9月1日 4. 情報連携ネットワークシス テムによる情報連携 1 個人情報提供の制限 番号法第19条第8号			1 個人情報提供の制限 番号法第19条第9号	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
Ⅱしきい値判断項目		令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	